

堺市公報 号外第25号	令和6年12月24日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;条例&gt;</b>	
○堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 【子ども青少年局子ども相談所一時保護所】	3
○堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	4
○堺市下水道条例の一部を改正する条例 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	8
○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 【上下水道局水道部水道事業調整課】	11

**本号で公布された条例のあらまし**

- 堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第42号）  
児童福祉法の一部改正に伴い、本市における一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの
  
- 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和6年条例第43号）  
給水装置の新設等の工事等に係る手数料について、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合における額を定め、及び当該方法によらず申請等を行う場合における額を改定するもの
  
- 堺市下水道条例の一部を改正する条例（令和6年条例第44号）  
市指定排水設備工事業者に係る指定申請書の添付書類及び責任技術者の専属義務、排水設備工事に係る検査済証の交付、手数料の額等について見直しを行うもの

**○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第45号）**

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本市における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則と同等の内容とする改正を行うもの

条 例

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和6年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第42号

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を  
定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

(法第12条の4第2項の条例で定める基準)

第2条 法第12条の4第2項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定めるとおりする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第43号

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがなされる給水装置の新設等の工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料並びに申請がなされる証明に係る手数料について適用し、同日前に申込みがなされた給水装置の新設等の工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料並びに申請がなされた証明に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第12条、第13条、第31条関係）

種類	種別		金額
1 設計審査 手数料	専用給水装置、給水 枝管又は口径30ミ リメートル以上の給 水主管（1申請につ き2以上の給水主管 がある場合にあつて は、その最大口径の ものに限る。）ごと の審査1回につき	口径25ミリメート ル以下	電子申請の場合 4,100円 その他の場合 4,800円
		口径30ミリメート ル以上50ミリメー トル以下	電子申請の場合 12,400円 その他の場合 13,500円
	口径75ミリメート ル及び100ミリ メートル	電子申請の場合 21,200円 その他の場合 23,600円	
		口径150ミリメー トル以上	電子申請の場合 36,500円 その他の場合 38,900円
	2 工事検査 手数料	(1) 装置検査手数料 専用給水装置、給 水枝管又は口径30 ミリメートル以上の 給水主管（1申請に つき2以上の給水主 管がある場合にあつ ては、その最大口径 のものに限る。）ご との検査1回につき	口径25ミリメート ル以下
口径30ミリメート ル以上50ミリメー トル以下			電子申請の場合 10,600円 その他の場合 10,900円
口径75ミリメート ル及び100ミリ メートル		電子申請の場合 11,100円 その他の場合 11,500円	
		口径150ミリメー トル以上	電子申請の場合 13,800円 その他の場合 14,100円
(2) 分岐工事検査手 数料 立会を要する専用 給水装置工事、給水 枝管工事又は給水主 管工事の分岐箇所ご との検査1回につき		口径25ミリメート ル以下	電子申請の場合 9,300円 その他の場合 14,100円
		口径30ミリメート ル以上50ミリメー トル以下	電子申請の場合 17,900円 その他の場合 19,500円
		口径75ミリメート ル及び100ミリ	電子申請の場合 20,600円 その他の場合 22,200円

		メートル	
		口径150ミリメートル以上	電子申請の場合 51,100円 その他の場合 52,700円
	(3) 工事用給水検査 手数料 専用給水装置ごと の工事用給水の検査 1回につき	口径13ミリメートル以上	電子申請の場合 3,900円 その他の場合 4,000円
3 給水装置 の使用の開 始若しくは 休止又は料 金の納付に 関する証明 手数料	1件につき		電子申請の場合 300円 その他の場合 400円
4 その他本 市の水道事 業の事務に 属する事項 に関する証 明手数料	1件につき		200円
5 指定手数 料	1件につき		9,000円
6 指定証書 交付手数料	1件につき		1,000円

備考

- 1 専用給水装置、給水枝管又は給水主管の中途において口径を換えている場合にあっては、最大口径により算定する。
- 2 この表において「電子申請」とは、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）第3条第1項の規定により同項に規定する

電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことをいう。

堺市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第44号

### 堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中

「	「
第8章 罰則（第35条—第37条）	第8章 雑則（第35条）
第9章 雑則（第38条）	第9章 罰則（第36条—第38条）
」	」

改める。

第5条の2第3項第2号中「定款、」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条の3の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第1項第2号中「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同条第2項中「公告しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第5条の5第4号及び第5号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第5条の6中「廃止しようとする」を「廃止した」に改める。

第6条第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大阪府の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第6条第2項第4号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第7条第2項を削る。

第12条第1項第4号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第16条中「変った」を「変わった」に改める。

第29条第3項中「第17条の3」を「第17条の2」に、「第1項の許可」を「同項の許可」に改める。

第9章を削る。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第4号中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同条を第36条とする。

第8章を第9章とする。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附則第7項中「第35条から第37条」を「第36条から第38条」に改める。

別表第1中「別表第1」の次に「(第18条、第19条関係)」を加える。

別表第2中「別表第2」の次に「(第24条関係)」を加え、同表市指定排水設備工事業者指定更新手数料の項中「1,000円」を「9,000円」に改め、同表中

「

証明手数料	200円	を
-------	------	---

」

「

公共下水道の使用の開始若しくは休止又は使用料の納付に関する証明手数料	400円（堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）第3条第1項の規定による同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請に基づく交付にあつては、300円）	に
その他本市の下水道事業の事務に属する事項に関する証明手数料	200円	

」

改める。

別表第3中「別表第3」の次に「(第30条関係)」を加え、「下水道法施行令第17

条の3」を「令第17条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条、第29条、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の3第2項（新条例第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に指定し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止する場合について適用し、施行日前に指定し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条の規定は、施行日以後に検査を受ける工事について適用し、施行日前に検査を受けた工事については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第2の規定は、施行日以後に申請がなされる証明に係る手数料について適用し、施行日前に申請がなされた証明に係る手数料については、なお従前の例による。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第45号

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格  
並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一  
部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「」の「」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3

年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並び

にこれらに相当する課程を除く。)を」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「おいて、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者  
(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。